



不当判決に怒り! 首切りの自由は許さない! この怒りバネに 新たな闘いの始まりです!



3月29日午後2時30分、東京地裁民事36部渡邊



弘裁判長は乗員原告に対し、「整理解雇は有効」とする全く不当な判

決を下しました。

14:30いよいよ開廷。地裁前に集まった360名の支援者は、裁判所の正門近くで待機。法廷から出てきた小林弁護士の掲げる「不当判決」の文字に、見守る支援者達からどよめきと共に怒りの声が上がりました。不当判決は許さないぞ! 首切の自由化を許すな! 不当判決を跳ね返し職場復帰するまで闘うぞ! 勝利するまで団結して闘おう! と、裁判所に向けた怒りのシュプレヒコールが霞が関を響きわたりました。



マイクを手に次々と不当判決を糾弾



判決の一報 小林弁護士が報告

全く許せぬ不当判決が出されました「これから判決の分析をしますが「解雇 4 要件を認めない不当な判決を許すことはできません。

更生法下なら許されると言うのか 安原弁護士

会社更生法の手続き上では解雇の裁量を広く認めるという、あらゆる面で会社側の主張を認めた不当な判決内容。必ずやこの不当判決を克服し、1日も早い職場復帰を勝ち取りましょう！



不当判決は全ての労働者への攻撃だ！ 金澤全労協議長

この不当判決は、労働者の闘いで築いてきた整理解雇の 4 要件を切り崩すもの。この判決で JAL 不当解雇事件は明確な形で全ての働く者にかけられた攻撃となった。だからこそ全労働者が団結して跳ね返さねばならない。勝利までともに闘おう！

闘いの意義を再確認し反撃に立ち上がろう 近村航空連議長

私たちはこの不当解雇撤回闘争を①整理解雇の 4 要件を守り首切り自由は許さない、②安全と公共性重視の日本航空の再建を果たす、③航空政策を改めさせ国民の足を守る、とう三つの目的を示して闘ってきた。明日の客乗の裁判は何としても勝つ。私たちが掲げた三つの目的を再確認し、反撃の闘いに踏み出そう！



連帯と激励のあいさつ受け入廷

入廷に先立ち地裁前で行われた宣伝行動では、全労協の金澤議長、国労東海本部の上野書記長、市川浦安労連の田中副議長、全労連常任幹事の寺間政策統合局長、MICの東海林議長、通信労組の岩崎さん、明治乳業争議団兼東京争議団議長の小関さん、農民連の上山さん、JMIUの生熊中央執行委員長、国労千葉地本部部の坂口書記長、千代田区労協の水久保事務局長があいさつ。「どんな判決であろうとも、全面解決に向けた闘いをともに作り上げよう。そして勝つまで闘う」と力強い決意のこもった挨拶が続きました。また、原告団の入廷に際しては、裁判所前に集まった多くの方の力強い拍手で原告団を激励して送り出しました。結果は許せぬ不当判決です。この怒りをばねに、不当判決を跳ね返すために、さらに大きな運動を築いていきましょう。



【写真】美しい歌声での激励！ うたごえのみなさありがとうございました